

診断情報および初回治療の登録について

症例登録の参考資料としてご利用ください。登録方法のすべてを網羅しているものではありません。

以下に記載している URL も併せてご参照ください。

- 「全国がん登録届出マニュアル 2026」
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/rep-manu.html
- 全国がん登録に関するQ & A
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/qa/index.html
- 診断情報の登録（1）届出項目番号：11～16

がんを診断する段階（がんの初回治療開始前）で実施した検査のうち、
前医および自施設を含め、最も確からしい検査^{※1}はどこで実施していますか？

自施設

他施設

【項目 11：診断施設】

1. 自施設診断

【項目 14：診断日】

自施設で当該検査をおこなった日

【項目 16：進展度・治療前^{※2}】

がんを診断するために
実施した検査によって得られた、
がんの拡がり登録

【項目 11：診断施設】

2. 他施設診断

【項目 14：診断日】

当該がんの診断や治療のために、
初めて患者が自施設を受診した日

【項目 16：進展度・治療前^{※2}】

がんを診断するために
実施した検査によって得られた、
がんの拡がり登録

※1 《最も確からしい検査》

- ・複数の検査をおこなっている場合は、
数字の小さいものが優先されます。
 - ・同じ数字に該当する検査を複数回
おこなっている場合は、
先に実施されたものが優先されます。
1. 原発巣の組織診
 2. 転移巣の組織診
 3. 細胞診
 4. 部位特異的腫瘍マーカー
 5. 臨床検査
 6. 臨床診断
 9. 不明

※2 【項目 12：治療施設】が選択肢「3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設を受診して初回治療を継続」または
「4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診」の場合【項目 16：進展度・治療前】は「499. 不明」です。

自施設、他施設に関わらず、患者の全経過を通じて^{※3}、
がんの診断の根拠となった、最も確からしい検査^{※1}は何ですか？

【項目 13：診断根拠】

1. 原発巣の組織診 : 原発巣と考えられる部位から採取された標本の病理組織診により「がん」と診断
2. 転移巣の組織診 : 転移巣と考えられる部位から採取された標本の病理組織診により「がん」と診断
3. 細胞診 : 病理組織診では「がん」の診断がなく、細胞診により「がん」と診断
4. 部位特異的腫瘍マーカー : 部位特異的腫瘍マーカー陽性（※4 種類に限られているため、届出マニュアル参照）
5. 臨床検査 : 画像診断、血液検査などで「がん」と診断
6. 臨床診断 : 1～5 では「がん」と診断されなかった場合
9. 不明 : 「がん」と診断された検査が不明の場合

※3 他施設に問合せする必要はなく、紹介状等からわかる範囲で登録していただければ結構です。

診断情報および初回治療の登録について

● 診断情報の登録（2） 届出項目番号：11～16

がんと診断されることになったのは、何がきっかけですか？

【項目 15：発見経緯】

- 1.がん検診・健康診断・人間ドック：検診等の結果により、医療機関を受診した
- 3.他疾患の経過観察中の偶然発見：他の疾患で経過観察中に実施された検査により、偶然発見された
- 4.剖検発見：死体解剖で初めて診断された
- 8.その他：1,3,4 に該当しない場合。自覚症状による受診を含む
- 9.不明：がんと診断されることになったきっかけは不明

がんと診断された後、計画された初回治療^{※4}は何ですか？

<初回治療> (◆)

【造血器腫瘍以外】治療計画等に記載された治療。【造血器腫瘍】初回寛解までにおこなわれた治療。

※4《初回治療》ががん組織の増大傾向を止めたり、切除したり、消失させたりする治療のうち、当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた、原発巣や転移巣のがん組織に対する治療のこと。
“経過観察”が計画された場合は、経過観察という行為を初回治療とみなして扱う。
なお、この範囲が不明確な場合、病状が進行・再発したりするまでに施行されるか、あるいはおよそ4カ月以内に施行されたものを初回治療とする。
詳細は「全国がん登録 届出マニュアル 2026 p.25」を参照。

(◆) で確認した初回治療^{※4}は自施設で実施していますか？

実施している

実施していない

【項目 12：治療施設】

- 2.自施設で初回治療を開始^{※5}あるいは
- 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設を受診して初回治療を継続^{※5}を選択

【項目 12：治療施設】

- 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明^{※5}あるいは
- 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診^{※5}あるいは
- 8.その他^{※6}を選択

※5 “経過観察”は、開始した時点で初回治療を終了とみなしますので、紹介元の施設で開始された経過観察を自施設で継続する場合は、「4.他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診」と登録します。
全国がん登録に関するQ&A「届出内容について」Q5、Q6、Q12を参照。

※6 選択肢1～4のいずれにも分類できない場合に用いますが、ほとんど用いることはありません。
(登録例) 剖検発見

診断情報および初回治療の登録について

● 初回治療の登録 届出項目番号：17～25

初回治療は、**自施設で実施した治療**を登録します。

初回治療^{※4}として、外科的治療、鏡視下治療、内視鏡的治療、放射線療法、化学療法、内分泌療法、その他の治療を **自施設で実施** していますか？

